

健全な高知の森づくりに向けて

高知の森づくり推進委員会

平成14年11月

はじめに

・地球規模での環境問題への意識が高まる中、再生産可能な資源である木材への期待や、水源かん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止といった、森林の機能への期待が高まっています。

・また、国や県では、森林・林業行政の新たな理念として「森林の多面的機能の発揮」が打ち出され、それをいかに実行していくかという段階を迎えています。

・この委員会は、こうした情勢を背景に、「森林の機能を十分に発揮させるために、どのような森づくりの仕組みが考えられるか」を検討することをメインテーマに設けられたものです。

・森林の多面的機能は、県民全体のためのものであり、その発揮を目指した森づくりの仕組みは、多くの県民から見てバランスが取れ、理解できる内容のものであることが必要です。

・このため、委員会には森林・林業への関わりが様々な皆さんにご参加いただき、森林・林業への素朴な疑問、林業生産の現場での生の声などを出し合いながら、望ましい森づくりの仕組みを検討してきました。

・このまとめでは、検討の中で出されたアイデアも含め、今後の森づくりの仕組みとして考えられるものを幅広く掲げました。県に対しては、委員会での様々な意見を受け止め、森林の多面的機能の発揮に向けた森づくりに取り組まれることを期待します。

・またその際には、森林・林業の役割や県民の暮らしとの関わりについて広く県民の理解を得ることに努め、その取り組みが「県民を主人公とする森づくり」という理念にふさわしいものとなることを望みます。

平成14年11月

高知の森づくり推進委員会

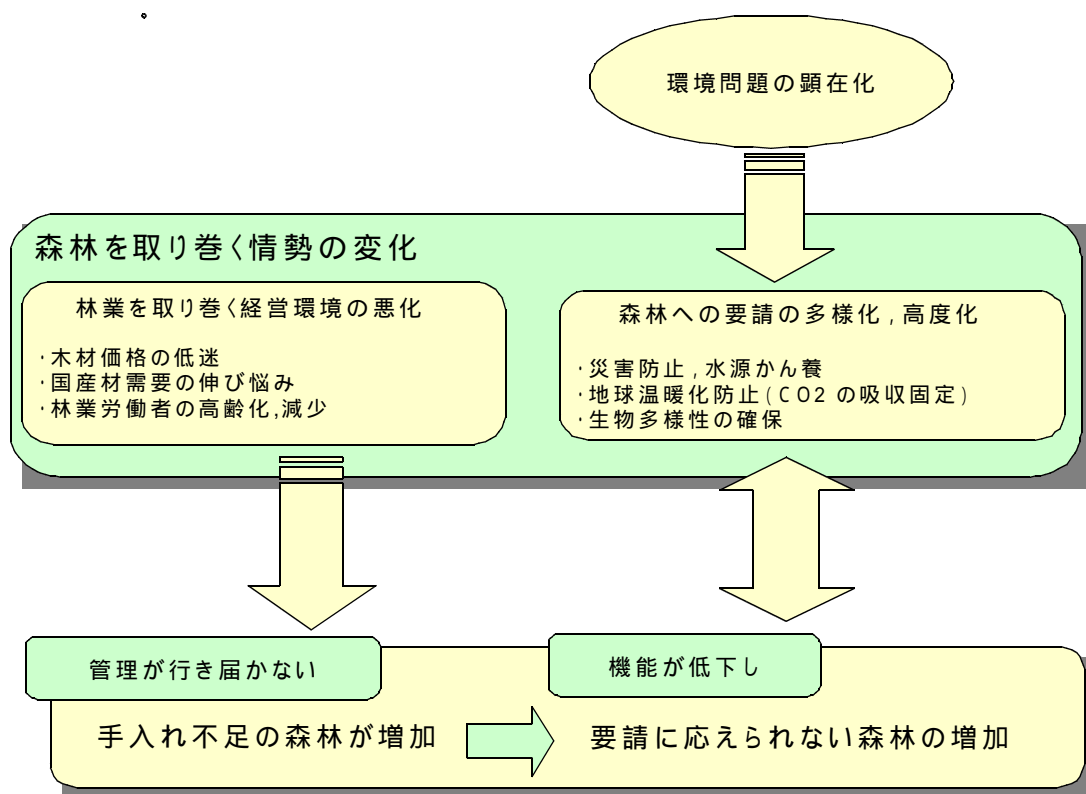
委員名（敬称略、50音順）

- 飯国 芳明（高知大学人文学部教授）
津本 健也（大方町漁協協同組合総務金融課長）
北村 知世（（株）エコアス馬路村）
仙頭 義寛（野市町長）
竹田 祝悦（土佐町中学校教諭）
田中真紀子（高知県生活組合連合会事務局長）
津野 裕子（母子支援事業体ムッターキント代表）
西村 武二（高知大学農学部助教授）
野島 常稔（香美森林組合組合長）
福田 真苗（土佐林業クラブ会長）
松村 実加（高知酒造（株））
山本 智子（高知県農村女性リーダー）

序章・委員会での検討の前提

(1) 森林・林業を巡る情勢の変化

- ・高知県では、山地が多くかつ高温多雨といった自然条件などを背景に積極的に植林が行われた結果（参考図表1）、平成13年度末で約29万ヘクタールの民有人工林が造成され、それらには保育の対象とされる林齢のものが多くある（参考図表2）。
- ・一方、木材価格の低迷、国産材需要の伸び悩みによる林業収益性の低下、また林業労働者の減少・高齢化など、林業を取り巻く状況には極めて厳しいものがある。
- ・このため、森林所有者の経営意欲や森林への関心が減退し、間伐など林業生産のための手入れが行われない人工林や、植林されないままの伐採跡地が散見されるようになっている（参考図表3）。
- ・一方、木材生産機能と並ぶ、森林のいわゆる公益的機能については、幅広い環境問題の顕在化から、大きくは地球温暖化の防止や大気の浄化、自然生態系の保全、身近な問題としては災害の防止や水源のかん養などに対して、県民の期待が高まっている（参考図表4、5）。
- ・このような状況の中、人工林のうち手入れ不足が著しく、過密で林内が暗いため下草が生えず、表土が流出した状態となっている、いわゆる「荒廃森林」も発生しており、その解消と発生防止が緊急の課題となっている。
- ・こうした状況を背景に、委員会では健全な森づくりのための新たな仕組みについて検討してきた。



(2) 森林の多面的機能

- ・森林には、木材を生産する機能に加え、土砂の流出や崩壊の防止、保水や洪水緩和といった公益的機能がある（参考図表6）。
- ・これらの多面的機能は、森林所有者や林業関係者に限らず、広く県民に利益を及ぼすものであり、森林を健全な状態に保ち、それらの機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わりのある問題と言える。

（参考図表6）森林の多面的な機能の種類

生物多様性保全機能

生物種保全、生態系保全

地球環境保全機能

地球温暖化の緩和(CO₂ 吸収)

土砂災害防止機能・土壌保全機能

表面浸食防止、表層崩壊防止

水源かん養機能

洪水緩和、水資源貯蔵、水質浄化

快適環境形成機能

気候緩和、快適生活環境形成

保健・レクリエーション機能

療養、保養、行楽、スポーツ

文化機能

景観・風致、学習・教育

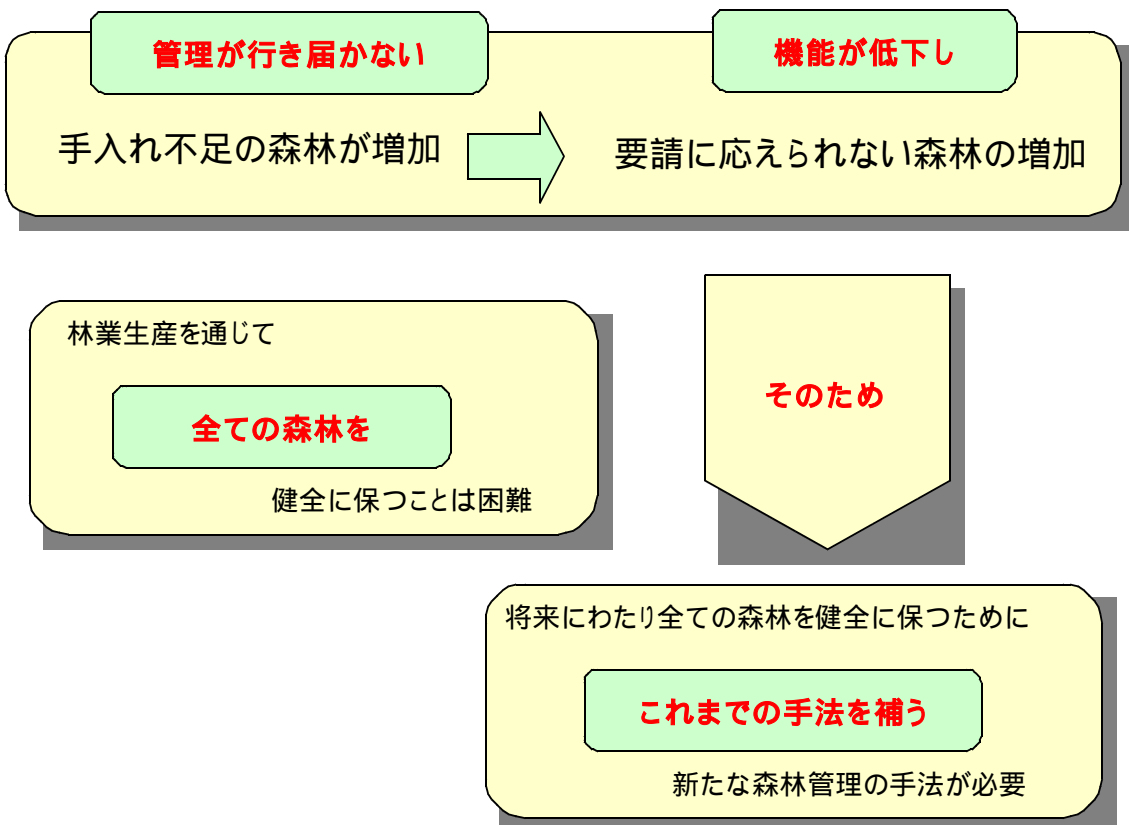
物質生産機能

木材、食料、工業原料

「平成13年度森林・林業白書」

(3) 公益的機能の確保に向けた新たな森林管理の必要性

- ・ 森林の公益的機能は、林業生産活動が活発に行われれば、その結果として十分に発揮されるものであり、これまでは、この方法で一定の機能が確保できてきた。
- ・ しかし、経済活動である林業生産活動がどの程度活発に行われるかは、木材価格など経済状況に大きく影響されるものである。
- ・ 先に述べた、木材価格の低迷による収益性の低下など林業を巡る状況の厳しさ、山村の人口の著しい減少と高齢化、これらは、森林所有者等の努力だけで解決することは期待しがたい問題であることを考えると、林業生産活動のみで全ての森林を健全に保っていくことは、困難と言わざるを得ない状況がある。
- ・ このため、森林の公益的機能の発揮という社会の要請に応えていくためには、林業生産活動を通じたこれまでの方法に加え、林業生産活動を伴わなくとも森林の健全性を安定して保つことのできる、新たな管理手法が必要となっている。

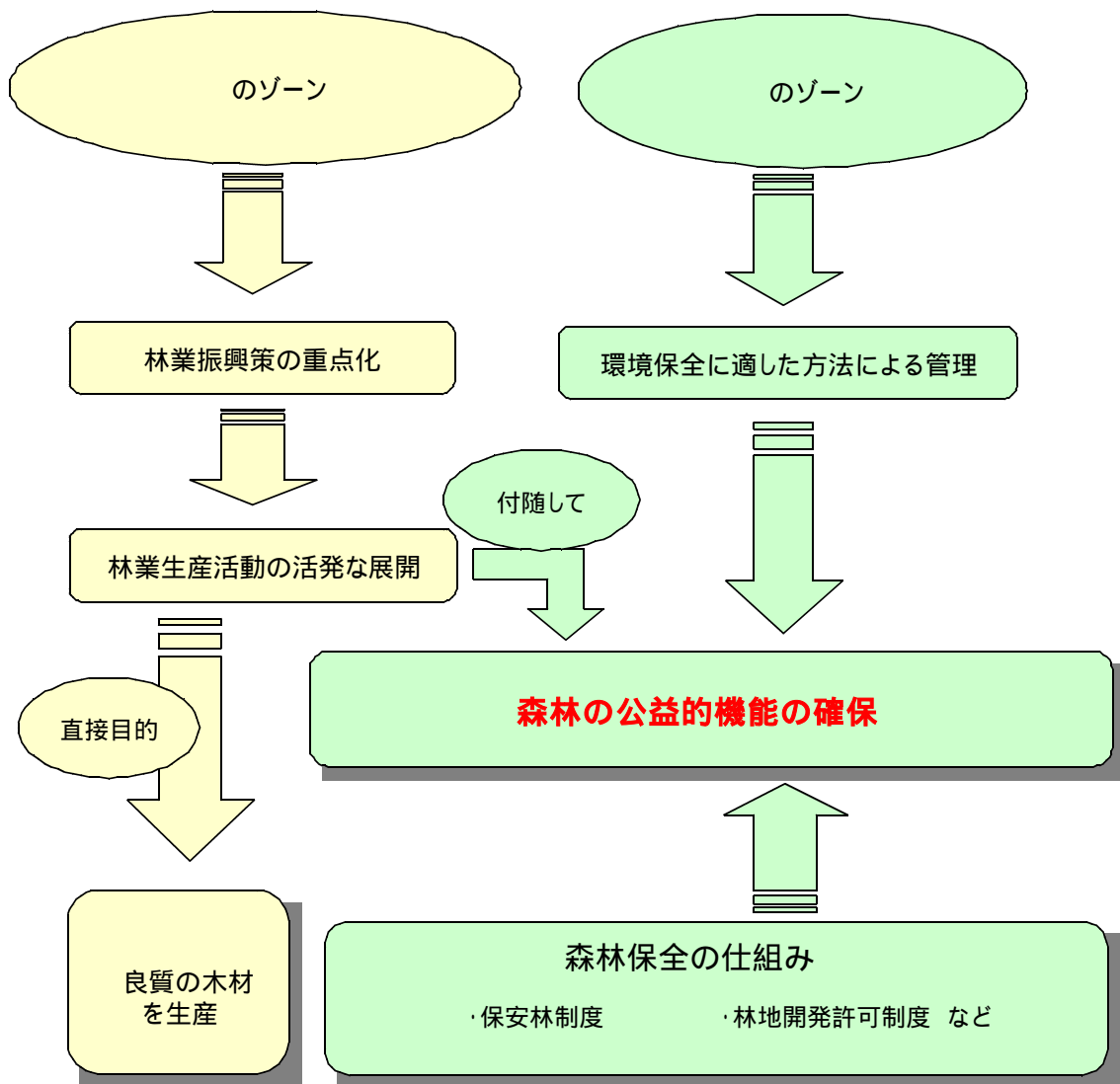


(4)最も期待する機能に応じて森林を区分する考え方 - 森林のゾーニング

・県では、森林を

木材生産機能の発揮を追求し、それに付随する形で公益的機能も発揮させるゾーン

木材生産機能は重視せず、公益的機能の発揮を直接の目的とするゾーンに区分し、それぞれの区分に適した方法で整備、管理していく森林のゾーニングに基づく施策の実行に、今年度から取り組んでいるところである。

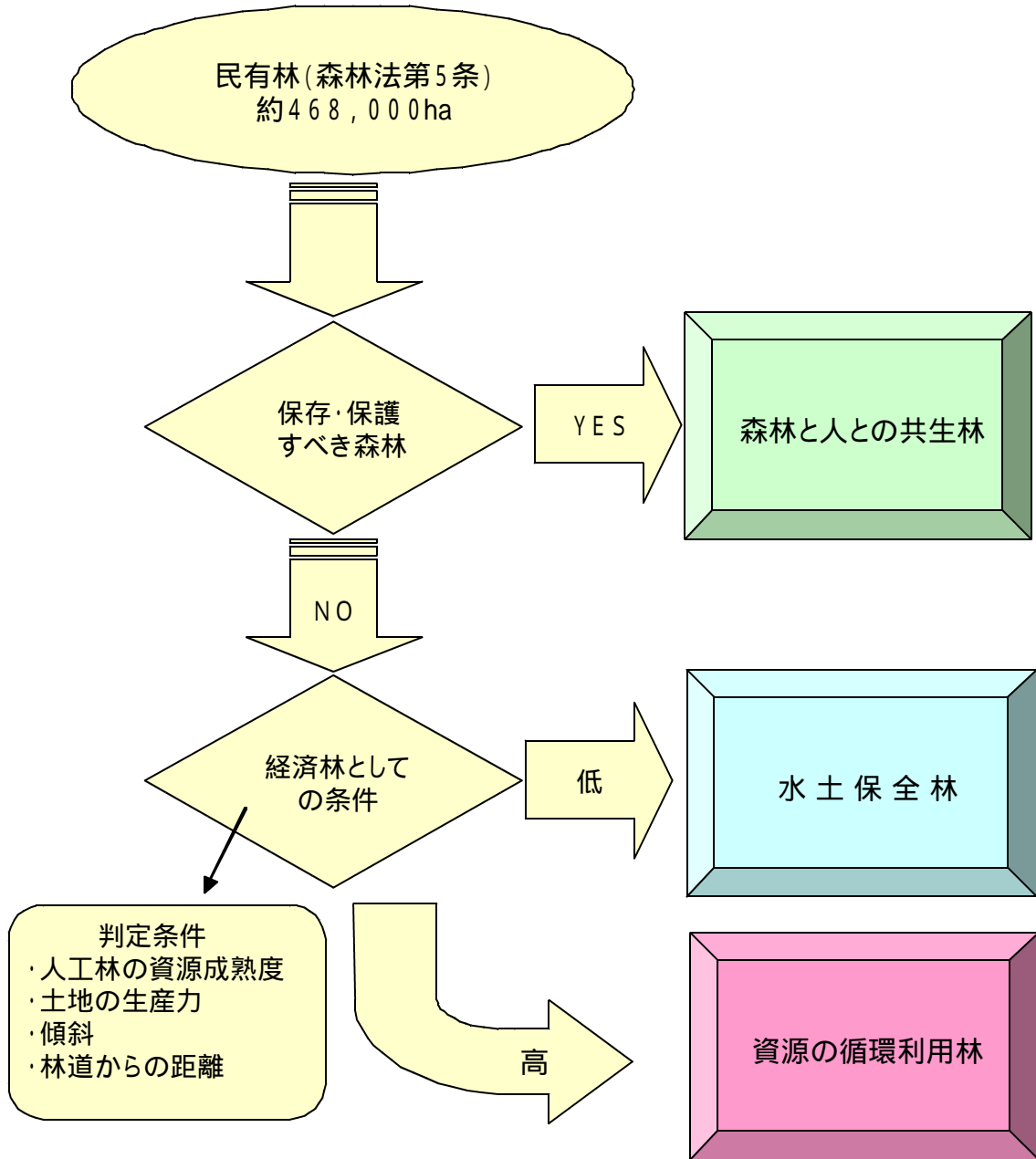


1章. 県民を主人公とする森づくりの推進

(1) ゾーニングの趣旨の普及

- ・最も期待する機能に応じた森林のゾーニングという考え方は、森林管理を進める上で、林業の意義を否定するものではない。資源循環型社会づくりへの貢献、二酸化炭素の吸収・固定による温暖化防止など森林や木材に期待される働きを考えると、これを支える担い手としての林業は、経済的、社会的に今後も大きな意義を有するものである。
- ・しかし、林業を取り巻く厳しい状況の中、森林の多面的機能を将来にわたり安定して発揮させるためには、全ての森林を林業生産活動という単一の方法のみで管理するのではなく、最も期待する機能に応じたゾーンごとにふさわしい方法で、管理していくことが必要である（参考図表7）。
- ・ゾーニングの根拠となる県・市町村の計画づくりに時間的制約があったこと、各ゾーンごとの施策の再編が遅れたこともあり、その周知がまだ不十分な面がある。このため、県・市町村はゾーニングの趣旨が正確に理解され定着するよう、次の点について森林所有者、県民への一層の広報、説明の努力が必要である。
 - ゾーン分けの基準
 - ゾーンごとの森林・林業政策
 - 将来のゾーン見直しの考え方

(参考) 森林のゾーニング 区分の基本的考え方



各ゾーンの面積(平成13年度末時点の概数)

水土保持林	186,000ha
資源の循環利用林	276,000ha
森林と人との共生林	6,000ha

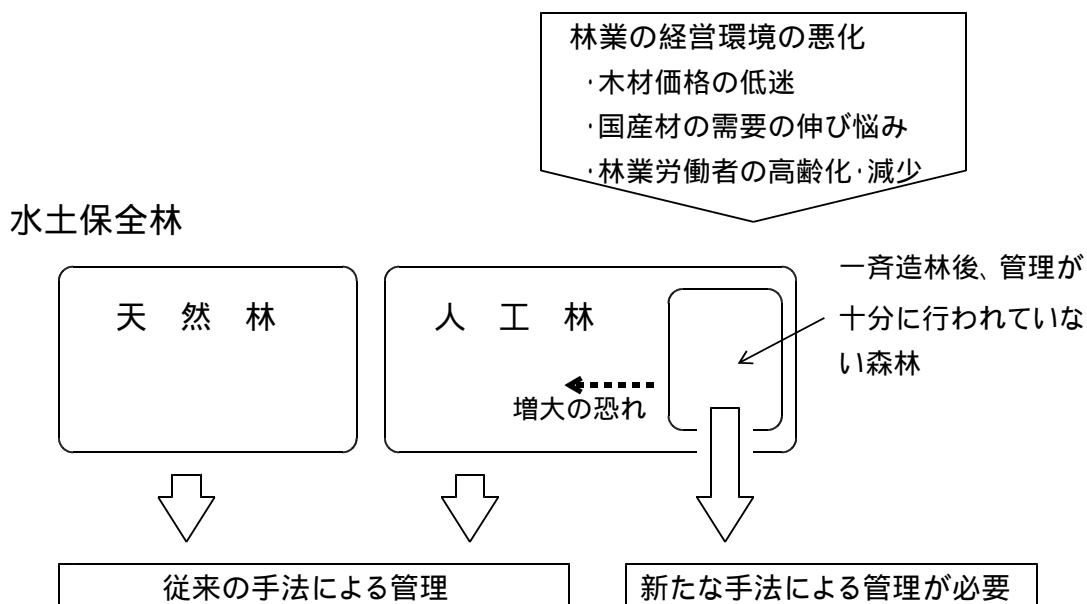
(2) 資源の循環利用林での森づくり

- ・資源の循環利用林は、良質の木材をより効率的に、継続して生産する機能を期待する森林。このため、木を育てることに適した土壌や地形条件はもちろん、手入れや伐採した木材を搬出する上での利便性も、このゾーンが成り立つための重要な条件と考えられる。
- ・このゾーンでは、林道・作業道の整備や、機械化など生産性向上の取り組みを重点的に進め、効率的な木材生産活動を促進することで、「木を活かす」という県民のニーズに応えられる良質な木材生産を実現することが重要。
- ・それとともに、この林業生産活動に伴い、公益的機能も発揮されることが期待される（参考図表8）。

(3) 水土保持林での森づくり

基本的な考え方

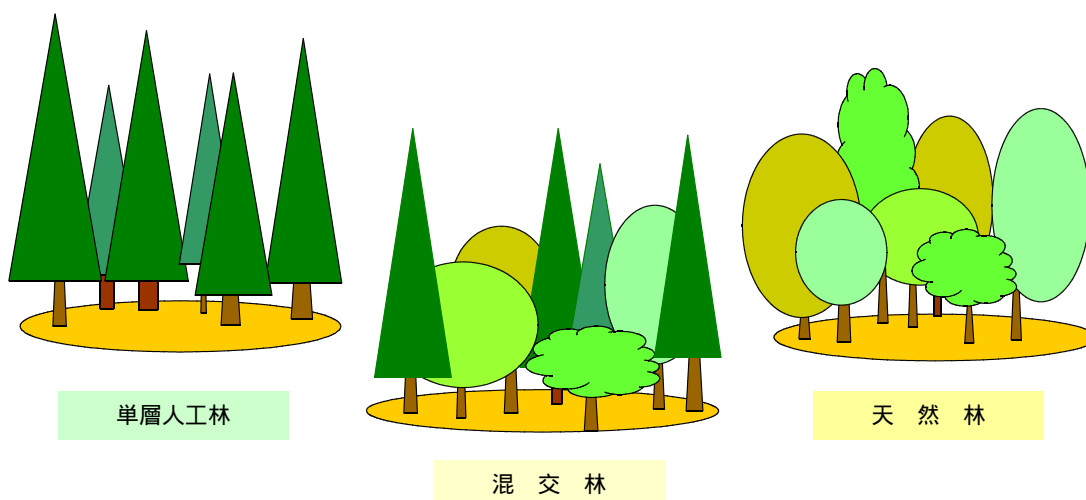
- ・水土保持林は、生産条件が不利なため、木材生産機能を主たる目的とせず、保水や洪水の調整、山地災害を防ぐための働きなどの公益的機能に期待する森林。
- ・このゾーンのうち天然林については、現状のままで公益的機能の発揮に特に問題がない。スギ、ヒノキの人工造林地のうち、手入れが不十分なために、過密で林内が暗くなっている箇所が問題（参考図表9）。
- ・今日の林業を巡る情勢を踏まえれば、林業生産活動の結果、森林の公益的機能も発揮されるという考え方のみでは、これらの森林を適切に管理していくことは困難と考えられる。



目指す森林の姿

(考えられる森林の姿)

- ・ 水土保持林に期待される保水や山地災害防止の機能を発揮する上では、人工林であれ天然林であれ、木と木の間には適度な間隔があり、林内に日光が射し込むことで、高さの異なる樹木や下草が生育し、土壌が安定した状態となっていることが望ましい。そのような森林の姿は一つではなく、幾つかのものが考えられる。
- ・ その一つの極は、適正に管理の行われている単層の人工林（主としてスギ、ヒノキ林）。また、もう一つの極は全く自然状態に置かれたいわゆる天然林。さらに、これらの中間に、スギやヒノキなどの人工林と天然林が混生した状態の森林（参考図表 10）が考えられ、これも公益的機能を発揮できる森林の一つの姿と言える。
- ・ 一斉植林後の社会経済情勢の変化の影響もあり、管理が十分に行われず、過密で林内が暗く表土の流出が危ぶまれる人工林を、どのような姿の森林に誘導して行くべきか。
- ・ 一つの方法として、過密な人工林を強度に間伐し樹冠を開けた後、数十年間、自然の推移に任せれば、高知の自然条件ではシイ、カシなど周辺の自然植生が進入し（参考図表 11）人工針葉樹と天然広葉樹が混交した状態になることが期待される。



(「混交林」の意義)

単層の人工林との比較

- ・ 発揮される公益的機能の水準については、良く管理された単層の人工林、自然状態の森林、混交林のいずれも、差異は少ないとされている。
- ・ 木材生産を目的とする単層の人工林の管理には半永久的に費用と手間を要し、それらをどれだけ注ぎ込むかは、林業の収益性とのバランスによる。このため、管理の結果として実現される公益的機能の水準は、林業経営を巡る状況の変化に左右されざるを得ない。また、林業就業者等、担い手の確保という点からも、密度

の高い管理を全ての森林で行うことは困難な状況と思われる。

- ・一方、自然状態に近い混交林では、そのような高密度の管理を行わなくとも、安定して公益的機能が維持できるため、経済状況の変動に影響されにくいという利点がある。
- ・過密な単層の人工林を混交林に誘導する過程では、一時的に費用や手間を要するが、混交状態に達した後は、例えて言えば”メンテナンスフリー”の森林になる。
- ・このため、適切に管理せず放置した場合の公益的機能への悪影響を考慮すれば、人工林のうち木材生産のための管理の継続を期待しにくい所では混交林化を図ることが、全体としての社会コスト面でも有利と考えられる。

考えられる意義

- ・経済状況の変動による公益的機能へのリスクの違いや、管理に要するコストや労力の違いを考えると、木材生産の条件が不利なゾーンである水土保持林に区分された人工林については、高密度の管理の追求ではなく、安定して公益的機能を発揮できる混交林への誘導という方向が適切と考えられる。
- ・中でも、地形的条件などから見て公益的機能の高度な発揮が期待され、かつ手入れ不足が著しく土壌流出が懸念される過密な人工林では、早期に混交林化を進めるべきである。
- ・また、強度な間伐後に残った針葉樹と混生する樹種は、周辺に自生するものであることが望ましい。
- ・標高や土壌といった自然条件に適合しない樹種を人工的に植えることは、後々、人手を要するという点では、現在直面する管理不足による公益的機能への悪影響という問題を繰り返す原因となることが予想され、適当ではないと考えられる。

(長期的な森づくりの方向)

- ・森づくりは、木材生産機能と多様な環境面の機能を含む森林の多面的機能を、将来にわたり発揮させることを目指して行われるべきもの。その推進においては、目指す目的に即し、かつ森林・林業を巡る状況を踏まえた合理的な森づくりの方向を明確にすることが重要。
- ・林業収益性の低迷、山村における人口の減少・高齢化といった状況を見ると、全ての森林を林業生産活動という単一の方法のみで管理するのは現実的でない。
- ・環境面の機能を発揮している天然林では、現状の維持が基本となる。
- ・人工林では、間伐などの手入れの遅れに見られるように、生産条件が様々である全ての森林で林業生産活動を確保し続けることを期待しがたい状況がある。
- ・このため、多面的機能のうち何に最も期待するかを明確にし、その目的に応じて人工

林を管理することが合理的。

- ・すなわち、木材生産機能を重視する場所では、間伐などの施業を将来にわたり着実に実行することが、また環境面の機能を重視する場所では、経済状況の変動に関わらず安定して機能を発揮できる森林に誘導することが、森づくりの方向として考えられる。
- ・この方向の森づくりの先には、間伐などの施業が継続して行われ木材生産と環境の両面の機能を高度に発揮する人工林と、環境面の機能が安定した自然状態に近い森林が、生産条件に応じてバランス良く分布した姿が展望される。
- ・この森づくりを進める上では、ダムや水道水源の上流域にある等、環境面の機能を高度に期待する森林について、適正な管理を早期に実行することが求められる。

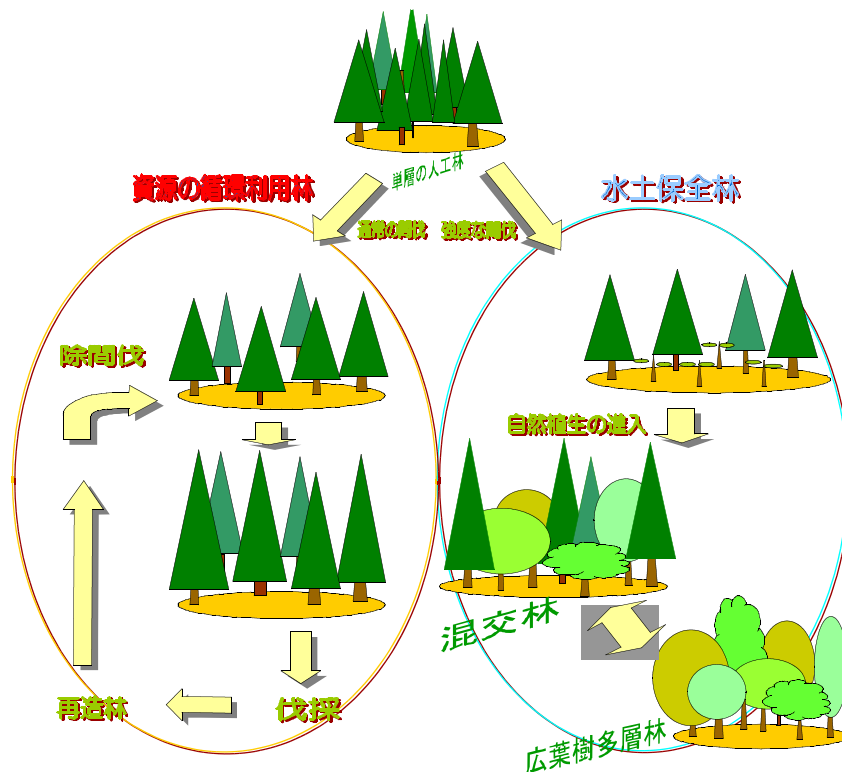
目指す姿の実現に向けて

(強度な間伐による混交林化)

- ・手入れが不十分な単層の人工林を混交林に誘導する方法としては、強度に間伐し、木と木の間隔を開け、その後は人工植栽せずに自然の推移に任せる方法が適切と考えられる。
- ・それを実行する際には、本県の自然条件を考えると、次のようなフォローが必要と考える。

傾斜や過去の災害発生状況など林地の条件を踏まえ、防災面に配慮した伐採方法の指導、普及

様々な条件下での、伐採の程度と防災面への影響について、一層の研究



(考えられるシステム)

考えられる方法の検討

- ・強度な間伐を実行する形態としては、次の二つが考えられる
 - A．森林所有者が実行し、これを公的に支援する方法
 - B．公的機関が主体となって行う方法

実行する形態		概要
方法A（高率の補助）		<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者による管理を基本とした上で、収益を前提としない管理手法である点から、森林所有者の費用負担を極力軽減。 ・高率の補助を行うに際しては、混交林化という目的を達成するための条件を設定。
方法B	買い取り方式	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な森林で、将来にわたり公益的機能を確保するため、立木と林地を買い取って継続的に管理。
	契約方式	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら管理ができない森林所有者との契約により、公的機関が強度な間伐や一定期間の管理を実行。

実行する形態		システムを具体化する上でのポイント
方法A（高率の補助）		<ul style="list-style-type: none"> ・支援の内容、支援に付ける条件 ・主な論点 <ul style="list-style-type: none"> 所有者の管理責任とのバランス 私的財産の形成に繋がることとのバランス 所有者の財産権とのバランス
方法B	買い取り方式	<ul style="list-style-type: none"> ・買い取りやその後の管理に要する費用負担の問題
	契約方式	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採や管理の根拠となる、契約の具体的内容 ・主な論点 <ul style="list-style-type: none"> 伐採や管理に要する経費の負担方法 伐採木の処分方法、収益が生じた場合の帰属 契約遵守のための条件、契約期間

・ A、Bともに、全ての県民のために、森林の公益的機能を保全するための手段であり、森林所有者が利用しやすいものであると同時に、森林所有者以外の県民からみても理解できるものであることが必要。

- ・ そのためには、A及びBの方法がなぜ必要か、その目的は何かを明確にすることがポイントとなる。
- ・ 森林所有者には「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、自らの森林の整備及び保全が図られるように努める」責務があること（森林・林業基本法第9条）を考えると、まずは森林所有者自らが行う整備や管理を公的に支援する方法Aを基本とした取組みが考えられる。
- ・ 県では、森林の環境面の機能向上を目的に、強度の間伐を行う森林所有者の自己負担を軽減する高率の補助制度を新設したところであり、広くその趣旨をPRし、有効活用を図るべき。

方法Bの具体化に向けた検討

- ・一方で、世代交代や都市部への人口移動が今後さらに進み、自分自身では森林を適時適切に管理し難い森林所有者の増加が予想されることを考えると、方法Bの具体化も検討すべき。
- ・地域での意見交換会や国の意識調査では、「条件によっては森林の管理を一定期間、他人に任せても良い」など、方法Bのうち契約方式へのニーズをうかがわせる声が見られる。

- ・その仕組みを設けることで、様々なタイプの森林所有者がそれぞれの状況に応じて選択できる手法が増えるならば、方法Aと並んで適正な森林管理を支える新たな仕組みづくりという点で有意義と思われる。

(参考図表 12) 方法B(森林所有者との契約方式)の類似の事例

- ・この契約方式の仕組みを具体化する上では、他県の類似の事例(参考図表 12)も参考にしながら、森林所有者の責務とのバランス、予想される管理コスト、契約関係の管理など、現場での実行可能性を整理し、高知県の実状に応じた実効性ある制度とすることが重要である。

実行における課題

(森林所有者への働きかけ)

- ・混交林化を目指した強度な間伐を行うために考えられる方法A、Bはいずれも、森林所有者との合意(例・森林の伐採や管理を公的機関に任せるといった契約)が前提となる。特に、混交林への積極的な誘導は、これまで一般的に行われてきたものではなく、その実行においては、目的や意義をPRし森林所有者の理解を得ることが不可欠。
- ・その際には、居住地、職業などにより森林への日常的な関わりが様々な森林所有者が、それぞれの状況に応じた制度を利用できるよう、方法A、Bの内容を具体化し、分かりやすく説明する工夫が必要と考える。

(参考) 森林所有者へのアンケート調査(平成14年 高知県)

(問) 自然状態に戻すための強度間伐について(回答数551件)

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ・収益が見込めない森林になるのでよくない | 15% |
| ・よく手入れができない森林についてはそれもやむを得ない | 52% |
| ・公益的な機能を維持するために積極的にとり入れるべき | 33% |

(働きかけにおける役割分担)

- ・水土保持林での混交林化は、森林の公益的機能の確保を直接、目的とするもの。
- ・この点からは、従来、森林組合等の林業事業者が営業活動として行っている間伐への働きかけとは趣を異にする取組みであり、第一義的には県や市町村が主体的な任を負うべきもの。
- ・また、新たな取組みであることから、特に方法A、Bを具体化し立ち上げる時点では、情報提供など森林所有者への働きかけを重点的に行うことが必要と考えられる。
- ・但し、長期的に見て健全な森林を維持していく上では、森林に関する情報を持ち、日常的に森林所有者に接触する機会が多い林業事業者が、地域の森林管理における総合的なコーディネーターとしての役割を十分に発揮することも期待される。
- ・そのため、これらの林業事業者は、従来の造林や林産事業のみでなく、混交林化のための強度な間伐が新たな活動分野になる可能性に着目し、積極的に参画することが求められる。
- ・このように、県、市町村、林業事業者が連携しながら、それぞれのチャンネルを活かして多くの森林所有者に適正な森林管理を働きかけることで、将来にわたり森林を健全に保っていけるシステムを作り上げるべき。

- ・ 森林の所在する市町村外に居住する、いわゆる不在村森林所有者の増加が、適正な森林管理における課題の一つという声も多い。
- ・ 森林の近くに居住しているが、自分の森林を意識せず十分に管理していない所有者もいれば、都市部に居住していても森林を適切に管理している所有者もいて、必ずしも居住地が森林の管理水準に決定的に影響するものではない。
- ・ しかし、物理的に森林から遠い所有者への働きかけには、現住所の把握、連絡、説明の機会を持つに当たり、時間・コストを要することは間違いなく、これらの森林所有者に効果的に働きかける一層の工夫も必要である。

(伐採や管理の担い手)

- ・ A、Bいずれの方法でも、高齢化の状況や居住地から見て、森林所有者自らは伐採せず委託して行うケースの増加が予想され、その担い手の確保が課題となる。
- ・ 森林や所有者についての情報、伐採作業を行う技術を持っていることなどを考えると、担い手としては、森林組合等の林業事業体を中心に考えるのが現実的。
- ・ また近年、建設会社などが新たな就労の場として森林整備に注目していることや、国の制度改正により国庫補助を受けて森林整備を行える事業主体が拡大されたことを考えると、新規参入も重要なポイントであり、森林整備の技術を持った人材育成を一層進めるとともに、新たな担い手の参入促進にも取り組むべき。

(4) 森林と人との共生林での森づくり

- ・ 森林と人との共生林は、森林生態系や生活環境の保全、森林空間の適切な利用を重視する森林。
- ・ これが一つのゾーンとして明示された背景には、森林へのニーズの多様化があり、森林との多様な関わりの機会を提供するフィールドとして、このゾーンは今後、重要性を増すと考えられる。
- ・ このゾーンにおけるニーズは利用や保全など様々であり、一律に「この森林の姿は、こうあるべき」ということを示すことは、必ずしも適当でない。
- ・ それぞれのニーズに対応できる多様な姿の森林が、各地域に広がるのが望ましく、次の点についての広報・PRを進め、共生林という考え方の普及を図るべき。

このゾーンの趣旨

各市町村での具体的な指定の状況（参考図表 13）

他県も含め、モデル的な取組の状況

- ・ それとともに、このゾーンの趣旨に添った森林の整備や保全を目指した地域の動きを促進するため、行政としてどのような取組が可能かについても検討すべき。

例．地域での利活用のルールについて、住民が話し合う場の設定

住民のニーズや意向を、ゾーン指定に一層反映するための説明・広報

- ・また、このゾーンの森林保全においては、保安林など既存の制度の有効活用とともに、森林を周囲の自然環境や景観と一体のものとして捉え、地域の生活環境を保全するという視点を持つことが重要と思われる。

共生林での森づくり

森林の多様な利用

- ・森林環境教育
- ・保健休養、文化活動
- ・里山でのコミュニティ活動 など

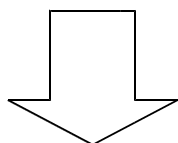
貴重な自然環境の保全

- ・景観の保全
- ・希少種の保護 など

その意義

県民のニーズに応え、森林を身近なものに
多様なふれあいの機会を広げ、森林・林業への理解を促進

- ・森林の働きを実感
- ・木材を利用することの意義を実感



「県民を主人公とする森づくり」の気運を盛り上げ

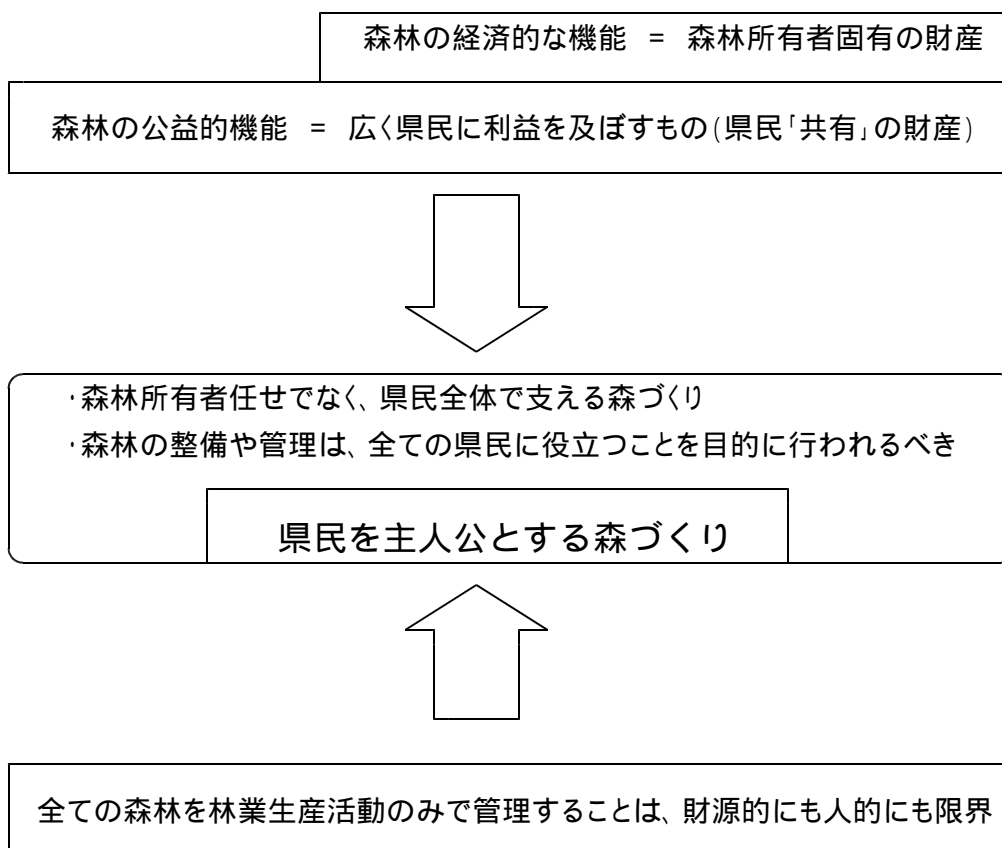
2章．県民の理解と協力を得るために

(1) 県民の理解と協力が、森づくりの基本

- ・森づくりの目標は、全ての県民のためのものである森林の多面的機能を安定して発揮させること。そのための考え方として、ゾーニングに基づく森林管理が打ち出されており、そのうち水土保持林では公的な支援や関与を強めた新たな管理手法も検討すべき。
- ・その手法は、県民全体で支えるものであるため、その具体化と実行においては広く県民に周知し、理解を得ることが必要となる。
- ・それとともに、実際に森林の整備や管理に直接関わるという点では、森林所有者の理解が重要であることは言うまでもない。
- ・このため、次の点をはじめ、森林に関する資料やデータを整え、分かりやすいPRを一層進めるべき。

森林の多面的機能と県民生活との関わり

林業生産活動や木材利用の意義



(2) 森林や林業に関する教育・学習の推進

- ・教育や学習の場で、森林・林業の役割や生活との関わりに触れることは、身近な自然環境への関心を喚起し、その保全への意識を育てるという重要な意義を有する。
- ・また、総合学習の導入に伴い、森林をテーマとした環境教育や情操教育への要請・期待が高まっている。
- ・そのため、次の点に工夫をこらした、効果的な教育・学習を推進すべき。
森林の働きや生活への繋がりを、分かりやすく実感できるフィールドの提供
森林、林業に直に触れることのできるプログラム作り

(3) 上下流の交流促進

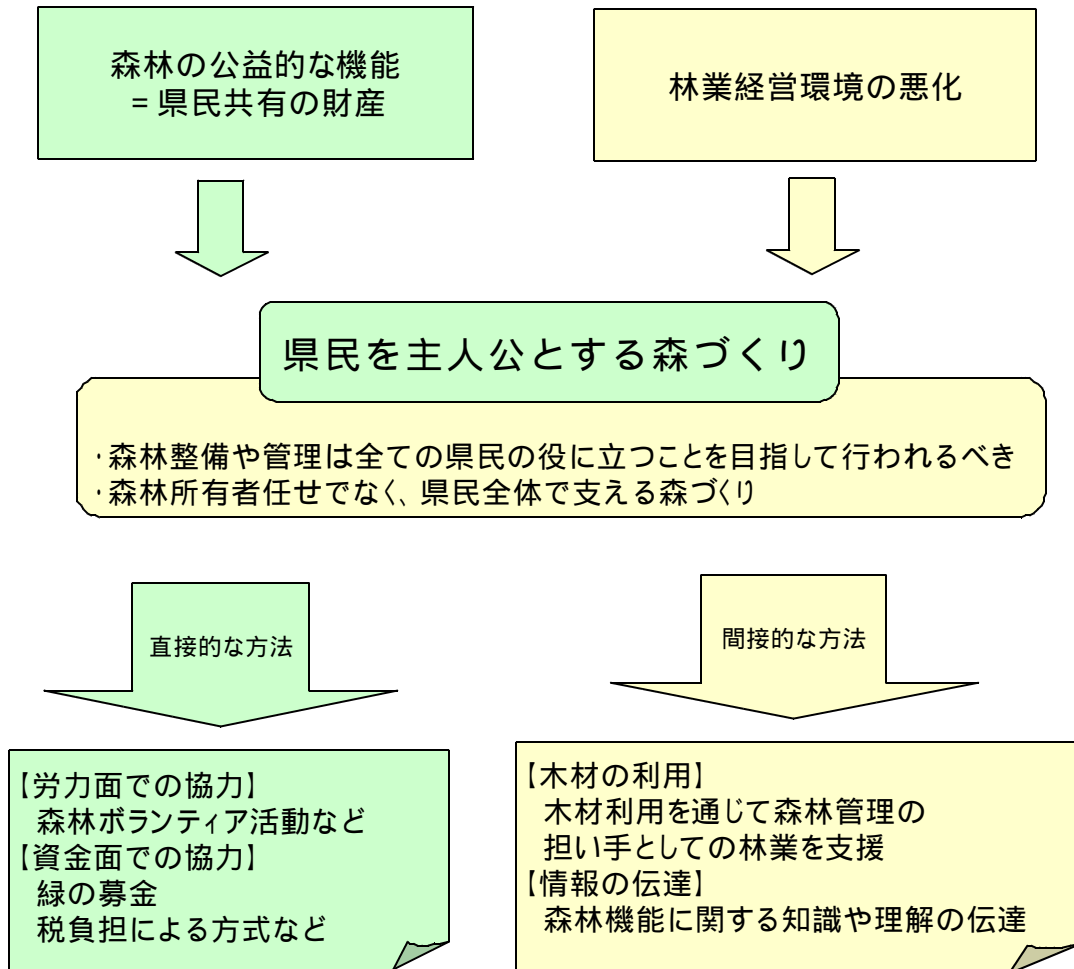
- ・ 森林・林業について県民の理解を得る上では、直接、森づくりを内容とするものに限らず様々な活動をきっかけに、都市部の住民が森林の所在する山村との交流を進めることが有効と考えられる。
- ・ 例えば、森・川・海による繋がりを切り口とした上流地域と下流地域の交流が活発化しており、そのような動きを促進することで、森林の公益的機能への理解はもとより、林業や山村の新たな可能性の発見に結びつくことも期待できる。
- ・ このため、次の点に留意しながら、上下流の交流を積極的に支援して行くべき
 - 多くの人が参加しやすい機会づくりと、情報提供
 - 民間の自発的な動きを支援し、広がりを持たせるための条件整備
 - 山村と都市住民を直接結ぶなど、木材の利用促進に繋がる交流活動の工夫
- ・ また、県が検討を進めている「山の日」が、多くの県民に山や森林の大切さを認識してもらうという目的に沿ったものとなるためには、民間の気運の盛り上がりは不可欠であり、その具体化においては、県民参加のプロセスを重視し、取り組むことが求められる。

(4) 森林ボランティアの育成と活動の活性化

- ・ 間伐などの森林整備が危険を伴う作業であること、整備の必要な森林面積が広大であることを考えると、個人の自由意思による森林ボランティアは、専門技術者以外が主体となるという技術面の問題もあり、森林整備の担い手としては限界がある。
- ・ しかし、「県民を主人公とする森づくり」のベースとなる森林への関心、理解を広げる上では大きな意義があり、活動への参加を通じ新たな担い手が育つことも期待される。
- ・ このため、ボランティア活動の特徴を活かし、継続性や広がりを持った取組へと伸ばしていけるよう、支援策を検討すべき。
- ・ その際には、“参加するための道具、交通手段、案内”など、希望者がその思いに応じて気軽に参加できる条件を整えることが重要と考える。
 - ボランティアが森林整備に関わる際の安全確保
 - 万一の事故に対する責任範囲の明確化(ボランティアが事実上の主催者として、責任を問われるといったことが無いように)
 - アクセスしやすいボランティア情報の発信

(5) 受益に応じた負担の検討

- ・ 森林の公益的機能が県民全体のためにあることから、まず何よりも、森林の整備や管理は、全ての県民に役立つことを目指して行われるべき。
- ・ 同時に、森林の公益的機能の受益者として、全ての県民が森林に関心を持ち、何らかの形で森づくりに参加し、支えていくことが望ましい。
- ・ こうした意味での「県民を主人公とする森づくり」が、これからの森づくりの理念としてふさわしいと考えられる。



- ・ 森づくりへの参加には様々なものがあり、直接、森林の整備、管理を行うことに限られるものではないし、何よりも「県民を主人公とする森づくり」は、森林への理解に基づく、個人の自発的意志を前提とするもの。
- ・ このような考えを基本とした上で、森林への理解が一層広がり、県民全体で森林の公益的機能を支えるという共通の認識ができあがるならば、森林からの受益に着目し、幅広い県民に経費を負担してもらいながら、公益的機能の発揮に向けた森づくりを行うことも考えられる。

- ・ 県では、県民の新たな税負担により、「県民みんなで森の重要性を認識し、森を守っていくこと」、「水源かん養を始めとする森林の公益的機能を保全すること」を目的とする水源かん養税制度（仮称）について、この委員会の新税制検討部会での議論も経ながら検討を進め、「水源かん養税制度（仮称）の議論に向けて」を公表し、シンポジウムや各種説明会の開催など、県民議論の喚起に努めている。
- ・ 県民に新たな税負担を求めるものである以上、県は次の点について情報公開と説明責任を果たしながら、幅広い県民の意見を踏まえた検討を進めることが必要である。

負担の根拠

その負担により、県民に提供する行政サービスの内容

税制度としての公平性・効率性 など

(6) 森づくりの基本方針の明示

- ・ 森林に対する県民の関心を高め、「県民を主人公とする森づくり」とう理念の浸透を図る上では、これまで述べたような考え方を今後の森づくりの基本的な方針として明示し、長期的な営みである森づくりの指針とする必要がある。
- ・ その一つのやり方として、基本的な考え方を条例で定めるという方法も有効と思われる。
- ・ 但し、どのような方法によるにしても、その考え方やそれぞれに期待する役割などを明確にして、県民に分かりやすく説明していく努力が重要である。